

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
(當日が休きは、
の翌日)

鳥取県規則第三十四号

鳥取県官鳥取空港管理規則の一部を改正する規則

鳥取県官鳥取空港管理規則(昭和四十二年七月鳥取県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条 削除

第十条に次の二項を加える。

4 前各項に規定する場合のほか、知事が公益上特に必要があると認める場合は、着陸料又は停留料を減免することができる。

第十条の次に二条を加える。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の規定により委任された事項)

第十一條 条例に規定する知事の権限に属する事務のうち鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の規定により空港事務所長の委任決裁事項として定められた事項は、次の各号に掲げるとおりである。

- ◆ 地労委告示 鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、開歴等
- ◆ 公 告 昭和四十三年度上期高圧ガス作業主任者試験の実施
- 規 則

鳥取県官鳥取空港管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

- 五 条例第十条第四号の規定による裸火の使用の許可
- 六 条例第十四条の規定による許可の取消し又は原状回復その他必要な運搬、保管又は貯蔵の許可

措置の命令（条例第十一條又は第十二條の許可に係るもの）
七 条例第十五条の規定による許可を受けた者からの必要な報告の徵収

（条例第十一條又は第十二條の許可に係るもの）
八 条例第十九條の規定による行為の制止又は空港からの退去その他必
要な措置の命令

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

- 2 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を次のように改正する。
別表第二中土木出張所長の項の次に次のように加える。

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和四十二年七月鳥取県条例第二十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

一 第四條の規定による空港の施設の利用の届出の受理

二 第八條ただし書の規定による車両の運転、駐車、修繕又は清掃の許可

三 第九條第二項の規定による空港に入場しようとする者の入場の制限

四 第十條第一号の規定による爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯、運搬、保管又は貯蔵の許可

五 第十條第四号の規定による裸火の使用の許可

六 第十四条の規定による許可の取消し又は原状回復その他必要な措置の命令（第十一條又は第十二條の許可に係るもの）

く。）

七 第十五条の規定による許可を受けた者からの必要な報告の徵収（第十一條又は第十二條の許可に係るもの）
八 第十九條の規定による行為の制止又は空港からの退去その他必要な措置の命令

告 示

鳥取県告示第三百九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十八条の規定に基づき、次の療養取扱機関に係る同法第三十七条の規定による申出の受理を取り消したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により告示する。

昭和四十三年四月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

診療所の名称	所 在 地	申出の受理の取消しの年月日
大島歯科医院	八頭郡船岡町船岡二七八の五	昭和四十三年四月一日

鳥取県告示第三百十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十九条の規定に基づき、次の国民健康保険医の登録を取り消したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	鳥取県告示第三百十一号
登録の記号及び番号	登録の取消しの年月日

大 島 隼 人	鳥国歎 二六四
昭和四十三年四月一日	昭和四十三年四月一日

鳥取県告示第三百十一号
家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第一項の規定に基づき、昭和四十三年度の定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十三年度定期種畜検査日程

第 一 次	第 二 次	検査場所	家畜の種類
五月十五日 午前九時三十分から	五月十八日 午前九時三十分から	八頭郡船岡町船岡 船岡家畜市場	乳牛、和牛、馬、山羊、豚
午前九時三十分から	午前九時三十分から	鳥取市国安安 鳥取県種畜場鳥取分場	めん羊、和牛、馬、山羊、豚
午後一時三十分から	午後一時三十分から	気高郡氣高町浜村 浜村家畜検査場	
午前九時三十分から	午前九時三十分から	倉吉市八屋 倉吉家畜市場	
午前九時三十分から	午前九時三十分から	東伯郡赤崎町出上 鳥取種畜牧場	
午後一時から	午後一時から	松谷	鳥取県種畜場
午前九時から	午前九時から	西伯郡大山町所子 所子家畜検査所	

午前十一時から	午前十一時から	淀江 淀江町淀江
午後二時から	午後二時から	米子市吉岡
午前九時から	午前九時から	西伯郡西伯町法勝寺 法勝寺家畜検査場
午後一時から	午後一時から	岸本町岸本
午前九時から	午前九時から	岸本町岸本
午後三時から	午後三時から	日野郡溝口町溝口
午前九時から	午前九時から	江尾 江府町江尾
午後一時から	午後一時から	根雨 日野町根雨
午前九時から	午前九時から	生山 日南町生山

鳥取県告示第三百十二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、昭和四十二年度の定期種畜検査に基づいて交付した種畜証明書の有効期間を昭和四十三年度の定期種畜検査の日まで延長する旨の通報があるので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百十三号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年四月二十三

日から施行する。

昭和四十三年四月二十三日

別表
別表を次のように改める。

鳥取県知事 石 破 二 朗

八山崎勇ほか八十人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年四月二十三日

東京都 鹿児島県 福島県 大分県 和歌山県 奈良県 静岡県 栃木

県 宮城県 三重県 神奈川県 愛媛県 滋賀県 宮崎県 茨城県 石

川県 金沢市 同県 加賀市 同県 爱知郡 千葉県 東葛飾郡 岩手県 胆沢郡

北海道 旭川市 長崎県 福江市 同県 南松浦郡 群馬県 前橋市 同県 高

崎市 熊本県 玉名市 同県 荒尾市 山梨県 南巨摩郡 福井県 三方郡 長

野県 伊那市

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年四月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百十六号

昭和四十二年十一月鳥取県告示第七百六十四号をもつて告示した保安林

予定森林について、その一部を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「字唐川谷二〇四の一から二〇四の二六まで、二〇四の二八から二〇四の三一まで」を「字唐川谷二〇四の一から二〇四の二六まで」に、「字菖蒲谷二〇七、字大清水二〇四の二七」を「字菖蒲谷二〇七」に改める。

鳥取県告示第三百十五号

昭和四十二年十二月十一日付けで東伯郡東伯町大字楓下九九六番地の一

昭和四十三年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十三年二月二十九日付けで、八東町長から申請のあつた土地改良（農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

一、縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二、

縦覧に供する期間

昭和四十三年四月二十三日から二十日間

三、

縦覧に供する場所

八東町役場

四、

異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日起算して十五日以内に知事に申し出ること。

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年四月五日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
 その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三 子 夫

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり告示する。

昭和四十三年四月二十三日

姓 名	生年月日	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 開 歴	委 月 日 附
下 田 三 子 夫	明 星、四、三	鳥取市西町四丁 目一 一 五	弁護士 税理士	(鳥取)三一六六六	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員(会長)	昭 三、一、七
河 津 好 江	明 星、三、三	鳥取市寿町二 五	日本赤十字社鳥取県支部事務局長 鳥取県地方労働委員会委員(会長代理)	(鳥取)三一四六六	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員 鳥取県人事委員会委員 鳥取県出納長	昭 三、一、七
米子市東福原三番地七	河 津 好 江	米子市東福原 字荒神北三番の一部	延長 七七・〇〇メートル	"	"	"
米子市東福原 字荒神北三番の一部	"	三番の三地先農道 字屋敷通西三番の二	"	"	"	"

四宮守正	明治、一〇、一	鳥取市金沢一一	日本海新聞社論説委員長	(鳥取)三一四〇	あつせん員候補者
田中篤	大二、一、七	鳥取市菖蒲四五	鳥取大学助教授	(吉岡)三一六〇	鳥取県立鳥取農業高等学校校長
谷口富雄	大三、三、七	鳥取市浜坂一、六一〇	鳥取県労働組合總評議会東部地区評議会	(鳥取)三一五〇	昭四、四、三
黒田仙二	大三、三、二	倉吉市米田一七	鳥取県労働組合總評議会事務局長	(鳥取)三一三一	昭四、三、三
北尾才智	大三、三、三	西伯郡西伯町字原四九〇	中国電力労働組合鳥取地方同盟書記長	(鳥取)三一三二	昭四、六、六
徳沢義夫	大二、二、二	鳥取市古海一八	鳥取県労働組合總評議会事務局長	(鳥取)三一三二	昭四、三、三
清水英雄	大二、二、二	鳥取市東品治町六	私鉄中國地方労働組合日ノ丸自動車支部	(鳥取)三一三二	昭四、三、三
鈴木実	大二、二、二	鳥取市玄好町一	特別執行委員	(鳥取)三一三二	昭四、三、三
松浦武儀	明治、一〇、六	○四	鳥取県地方労働委員会委員	(鳥取)三一三二	昭四、三、三
鈴木敬直	大六、一、六	鳥取市二階町三	鳥取県労働組合總評議会東部地区評議会議長	(鳥取)三一三二	昭四、三、三
丁鳥取市立川町一	鳥取市立川町一	大同木材工業株式会社取締役副社長	鳥取県労働組合總評議会事務局長	(鳥取)三一三二	昭四、三、三
鳥取商工会議所専務理事	鳥取商工会議所専務理事	鳥取県經營者協会専務理事	鳥取県労働組合總評議会事務局長	(鳥取)三一三二	昭四、三、三
所宅(鳥取)三一四〇	所宅(鳥取)三一六〇	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県労働組合總評議会事務局長	(鳥取)三一三二	昭四、三、三
宅(鳥取)三一六〇	宅(鳥取)三一六〇	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県労働組合總評議会事務局長	(鳥取)三一三二	昭四、三、三
鳥取県経営者協会常務理事勤務	鳥取県経営者協会常務理事勤務	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県労働組合總評議会事務局長	(鳥取)三一三二	昭四、三、三
昭四、七、六	昭四、七、六	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県労働組合總評議会事務局長	(鳥取)三一三二	昭四、三、三

北岡義尊	大正、二、六	倉吉市仲之町七	北岡病院院長
黒川顕憲	明治、三、五	○倉吉市巣城一二	鳥取県地方労働委員会委員
磯江末夫	大正、六、三	東伯郡羽合町田後三四八の二	私立倉吉北高等学校校長
河崎巖	大正、三、四	丁倉吉市上井町一	鳥取県労働組合総評議会中部地区評議会事務局長
井上武	大正、六、三	四十五、倉吉市駄經寺二	羽合町議會議員
由谷武之	大正、六、七、三	倉吉市余戸谷町一	国鉄動力車労働組合米子地方本部特別執行委員
米田光好	明治、二、一〇	○倉吉市鴨河内一	鳥取県地方労働委員会委員
尾平隼三	明治、六、一〇	倉吉市西町一六	鳥取県議會議員
本城正道	明治、一、六	○倉吉市日野郡日野町福長九〇四	鳥取県労働組合倉吉支部常任委員会副議長
宇田輝正	明治、一、六	米子市寺町四〇	全日日本労働組合總同盟鳥取地方同盟中部地委員会副議長
鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県経営者協会副会長	ヒシクラ商事株式会社取締役社長	鳥取県労働組合総評議会中部地區評議會議長
弁護士	鳥取県地方労働委員会委員	神鋼機器工業株式会社総務部長	鳥取県労働組合総評議会中部地区評議會議長
鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県地方労働委員会委員	ヒシクラ商事株式会社取締役	鳥取県労働組合総評議会中部地区評議會議長
法藏寺住職	(宅) 黒坂	(社) 倉吉二一五二	あつせん員候補者
鳥取県労働相談員	(宅) 米子	(宅) 倉吉二一五二	昭和、三、三
所	宅	昭和、三、三	昭和、三、三
米子市立成美小学校校長	米子市立成美小学校校長	昭和、八、三	昭和、九、四(退)
丁目一六四	米子市博労町四	昭和、一、三	昭和、一、三

院
倉吉
二一三七

宅

倉吉
二一五九

校

倉吉
二一七三

院

倉吉
二一九七

宅

倉吉
二二一七

校

倉吉
二二三五

院

倉吉
二二五三

宅

倉吉
二二七一

校

倉吉
二二九三

院

倉吉
二三一七

宅

倉吉
二三三七

校

倉吉
二三五七

院

倉吉
二三七七

宅

倉吉
二三九七

校

倉吉
二四一七

院

倉吉
二四三七

宅

倉吉
二四五七

校

倉吉
二四七七

院

倉吉
二四九七

宅

倉吉
二五一七

校

倉吉
二五三七

院

倉吉
二五五七

宅

倉吉
二五六七

校

倉吉
二五七七

院

倉吉
二五九七

宅

倉吉
二六一七

校

倉吉
二六三七

院

倉吉
二六五七

宅

倉吉
二六七七

校

倉吉
二六九七

院

倉吉
二七一七

宅

倉吉
二七三七

校

倉吉
二七五七

院

倉吉
二七七七

宅

倉吉
二七八七

校

倉吉
二八〇七

院

倉吉
二八二七

宅

倉吉
二八四七

校

倉吉
二八六七

院

倉吉
二八八七

宅

倉吉
二九〇七

校

倉吉
二九二七

院

倉吉
二九四七

宅

倉吉
二九六七

校

倉吉
二九八七

院

倉吉
二九九七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

院

倉吉
二一〇七

宅

倉吉
二一〇七

校

倉吉
二一〇七

砂口 岩雄	昭六、二、三	二四子市旗ヶ崎五	鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会	地評 (米子) 宅(米子) 社(米子)
桑村 治睢	大六、一、三	中五九八 西伯郡西伯町字	鳥取県労働組合総評議会議長 國鉄労働組合米子地方本部執行委員長	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員
井上 昭夫	昭五、三、六	米子市車尾一五 日○パ社宅の一	日本パルプ労働組合米子支部執行委員 鳥取県地方法労働委員会委員	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員
松田 正雄	明六、三、〇	七米子市紺屋町二	米子瓦斯株式会社取締役社長 鳥取県地方法労働委員会副会長	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員
小林 繁	大五、七、四	米子市久米町四	米子機工株式会社社長 株式会社米子鐵工所専務	あつせん員候補者 米子瓦斯株式会社専務取締役
安部 三代治	明三、一〇、一	米子市久米町三	山陰石油株式会社取締役 鳥取県地方法労働委員会委員	あつせん員候補者 鳥取県地方法労働委員会副会長
永川 重幸	明四、一、二	○二九ノ三 米子市旗ヶ崎一	電気商事株式会社代表取締役 鳥取県経営者協会顧問	あつせん員候補者 鳥取県地方法労働委員会委員
前田 之光	大三、五、〇	八頭郡船岡町上 野二三二	鳥取県地方労働委員会事務局長	昭四、一、四
山内 常雄	大一、二、九	鳥取市卯垣一五	鳥取県地方労働委員会事務局次長	昭五、九、七
山本 愛吉	大三、五、〇	審査課長事務取扱	鳥取県地方労働委員会事務局次長	昭五、三、三
大一、二、九	六鳥取市江崎一〇	事務局 鳥取	事務局 鳥取	昭四、一、三
課長	鳥取県地方労働委員会事務局主査兼調整	事務局 鳥取	事務局 鳥取	昭五、九、七
	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会事務局審査課長	事務局 鳥取	事務局 鳥取	昭五、九、七

公

告

高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、昭和43年度上期高圧ガス作業主任者試験を次のとおり実施する。

昭和43年4月23日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試験の科目	試験の時間
丙種化学主任者免状に係る試験	高圧ガスの取締りに関する法令 液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術 液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学	9時30分から10時30分まで 10時40分から12時10分まで 13時から15時まで
第3種冷凍機械主任者免状に係る試験	高圧ガスの取締りに関する法令 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	9時30分から10時30分まで 10時40分から12時10分まで

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 昭和43年5月26日(日曜日)
- (2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課、鳥取県L.P.ガス協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

- (3) 写真

手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面半身像のものを願書にはりつけること。

- 4 受験手数料及びその納付方法
 - (1) 受験手数料 700円
 - (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけること。この場合、消印しないこと。

- 5 受験願書の提出期間

昭和43年5月1日から昭和43年5月11日まで

- 6 受験票

受験願書を提出した者には、受験票を交付する。